

# ○茨城県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令

昭和56年3月19日

本部訓令第8号

[沿革] 昭和57年3月本部訓令第2号、60年3月第5号、9月第12号、62年3月第8号、平成元年8月第11号、4年7月第11号、6年3月第14号、7年3月第7号、8年11月第17号、11年3月第3号、7月第14号、12年2月第1号、13年3月第1号、19年3月第1号、11月第30号、22年2月第1号、3月第5号、26年2月第1号、29年2月第3号、12月第17号、30年7月第9号、12月第14号、令和元年8月第1号、4年6月第7号、5年3月第5号改正

茨城県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令を次のように定める。

茨城県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、茨城県警察高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第2条 高速隊の運営については、別に定めがあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(任務)

第3条 高速隊は、高速自動車国道及び自動車専用道路（以下「高速道路等」という。）において、次の業務に当たるものとする。

- (1) 交通事故防止対策に関すること。
  - (2) 交通の指導及び取締りに関すること。
  - (3) 交通事故・事件の捜査及び処理に関すること。
  - (4) 交通規制に関すること（交通部交通規制課の所掌に属するものを除く。）。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、交通警察に関すること。
- 2 高速隊は、前項に掲げるもののほか、高速道路等において、犯罪捜査の初動措置その他の警察業務に当たるものとする。

(活動区域)

第4条 高速隊の活動区域は、次に掲げる道路とする。

- (1) 高速自動車国道にあっては、常磐自動車道のうち埼玉県と千葉県との境界から福島県との境界までの間、北関東自動車道のうち栃木県との境界から水戸南インターチェンジまでの間及び東関東自動車道水戸線のうち鉾田インターチェンジから茨城町ジャンクションまでの間

- (2) 自動車専用道路にあつては、一般国道6号東水戸道路、県道常陸那珂港南線、一般国道468号首都圏中央連絡自動車道のうち埼玉県との境界から千葉県との境界までの間、県道結城坂東線、水戸市道飯富286号線及び水戸市道飯富287号線
- 2 前項の活動区域は、原則として道路の本線車道（パーキングエリア、サービスエリア等を含む。）及びランプウェイが一般道路に接続する地点までとする。

## 第2章 運用

### 第5条 削除

#### （連絡協調）

- 第6条 交通部高速道路交通警察隊長（以下「隊長」という。）は、警察本部の課長、科学捜査研究所長、自動車警ら隊長、交通機動隊長、機動隊長及び警察学校長並びに警察署長（以下「所属長」という。）と連絡を密にして、高速隊の適正な運営を図らなければならない。
- 2 隊長は、関東管区警察局、隣接県警察、東日本高速道路株式会社等と緊密な連携を保たなければならない。

#### （応援要請）

- 第7条 隊長は、第3条に規定する任務の遂行に当たり、特に必要があると認めるときは、関係所属長に対し、応援の要請をすることができる。
- 2 関係所属長は、前項の応援要請を受けたときは、これに協力しなければならない。

#### （派遣要請）

- 第8条 所属長は、第4条に規定する活動区域における警衛、警護、警備実施、警戒等のため高速隊の応援を必要とするときは、応援派遣要請書（様式第2号）により警察本部長（以下「本部長」という。）に要請しなければならない。
- 2 前項の規定により派遣された高速道路交通警察隊員（以下「隊員」という。）は、派遣を要請した所属長の指揮を受けなければならない。

## 第3章 勤務

#### （勤務の種別）

- 第9条 隊員の勤務は、通常勤務、通信勤務、特別勤務及び教養訓練とする。
- 2 通常勤務とは、次に掲げる勤務をいう。
- (1) 活動区域を機動警らして行う交通指導取締り
  - (2) インターチェンジ及び料金徴収所その他必要な場所における車両の検問及び交通指導取締り
  - (3) 活動区域に発生した交通事故、事件の捜査及び処理
  - (4) 勤務箇所における諸報告書及び書類作成等の事務並びに取締り車両の点検整備

通信勤務とは、非常電話の受理、無線通信の送受信その他通信に関連する任務に従事することをいう。

4 特別勤務とは、警衛、警護、警備実施、緊急配備その他特別の勤務に従事することをいう。

5 教養訓練とは、訓示、教養及び訓練等に従事することをいう。

#### (勤務制)

第10条 隊員の勤務制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 隊長、副隊長並びに庶務、指導及び事件を担当する隊員は、通常勤務（茨城県警察職員の勤務時間に関する訓令（昭和29年茨城県警察本部訓令第8号。次号及び次条において「勤務時間訓令」という。）第2条第1項第1号に規定する通常勤務をいう。）とする。

(2) 前号以外の隊員は、交替制勤務（勤務時間訓令第2条第1項第4号に規定する交替制勤務をいう。）とする。ただし、隊長は、必要により日勤制勤務（勤務時間訓令第2条第1項第2号に規定する日勤制勤務をいう。）をさせることができる。

#### (割り振り単位期間)

第11条 前条第2号の規定により勤務する隊員の週休日及び勤務時間の割り振り単位期間（勤務時間訓令第3条第1項に規定する割り振り単位期間をいう。）は、3週間とする。

#### (勤務時間割)

第12条 第10条第2号の規定により勤務する隊員の勤務時間割は、別に定める。

#### (勤務変更)

第13条 隊員は、指定された勤務を変更する必要がある場合は、隊長に報告して指揮を受けなければならない。ただし、急を要し指揮を受けるいとまがないときは、事後において速やかに報告するものとする。

### 第4章 指導監督等

#### (幹部の責務)

第14条 隊長以下各級幹部は、常に隊員を適切に指導監督して、厳正な規律と適正な執行務の保持及び車両の適正管理と事故防止に最善の努力を払わなければならない。

#### (幹部会議)

第15条 隊長は、職務の執行を適正かつ能率的に行い幹部相互の連絡調整を図るため、毎月1回以上幹部会議を開くものとする。

2 前項に規定する幹部会議の要旨は、幹部会議録（様式第3号）に記録しておかなければならない。

#### (訓示教養等)

第

16条 隊長は、毎月1回以上隊員を招集し、職務に必要な諸般の訓示、指示及び教養訓練を行わなければならない。

2 隊長は、新たに隊員になった者に対し、期間を定め職務執行に必要な教養訓練を行わなければならない。

## 第5章 服務

### (高速隊日誌)

第17条 隊に高速隊日誌(様式第4号)を備え、その日の責務者は勤務状況、取扱った事件・事故、車両の状況等について記録しておかなければならない。

### (勤務心得)

第18条 隊員は、別に定めがあるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に関係法令を研究し、実務能力の向上に努めること。
- (2) 取締り車両等の運行前点検を励行するとともに細心の注意を払い、交通事故及び受傷事故の防止に努めること。
- (3) 常に装備資機材を点検整備し、その取扱いに習熟し、最高度の活用を図ること。
- (4) 言語態度に注意し、関係者の理解と協力を得るように努めること。
- (5) 交通事故・事件の現場における捜査処理に当たっては、真相を究明するとともに、受傷事故及び誘発事故の防止に努めること。
- (6) 常に健康に配意し、心身共に最良の状態で勤務できるよう努めること。

## 第6章 事件事故の取扱い

### (交通事故・事件、道路交通関係法令違反の処理)

第19条 隊長は、高速隊において処理した交通事故・事件を指定された検察庁又は家庭裁判所に送致(付)するものとする。

2 隊長は、高速隊が取扱った道路交通関係法令違反のうち反則行為に関する手続の特例(以下「交通反則通告制度」という。)を適用するものについては、関係書類を本部長の指定する交通反則通告センターに引き継ぎ、その他のものについては、指定された検察庁又は家庭裁判所に送致(付)するものとする。

### (一般事件等の措置)

第20条 高速隊の活動区域において発生し、又は他から及んだ一般犯罪(交通関係事犯を除く。)の取扱いについては、被疑者の逮捕、参考人の確保、現場保存等必要な初動捜査措置を行つた後、事件を管轄する警察署へ引き継ぐものとする。

### (異常死体の措置)

第21条 高速隊の活動区域における異常死体の取扱いは、死因が交通事故によることが明らかなる場合は高速隊において処理をし、その他のものについては必要な現場保存を行い、管轄する警察署に引き継ぐものとする。

(その他の事案の措置)

第22条 隊員は、前3条に規定する以外の警察対象事案を取扱ったときは、必要な措置を講じた後、事案を管轄する警察署に引き継ぐものとする。

(緊急配備発令時の措置)

第23条 隊員は、茨城県警察緊急配備に関する訓令（昭和49年茨城県警察本部訓令第10号）に基づく緊急配備の発令を受領したときは、直ちに所要の活動を行い、料金徴収所等における車両検問は、その所在地を管轄する警察署員が到着するのを待つて引き継ぐものとする。

(被疑者を逮捕した場合の措置)

第24条 隊長は、高速隊の活動区域において交通事故・事件及び道路交通関係法令違反等により被疑者を逮捕したときは、高速隊の所在地を管轄する警察署長又は最寄りの警察署長に被疑者の留置を依頼するものとする。

## 第7章 補則

(細目)

第25条 この訓令の実施に関し必要な事項は、隊長の定めるものとする。

附 則

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月10日本部訓令第2号）

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月11日本部訓令第5号）

この訓令は、昭和60年3月11日から施行し、同年1月24日から適用する。

附 則（昭和60年9月26日本部訓令第12号）

- 1 この訓令は、昭和60年10月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従つて読み替えて適用するものとする。

附 則（昭和62年3月27日本部訓令第8号）

- 1 この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従つて読み替えて適用するものとする。

附 則 (平成元年8月15日本部訓令第11号抄)

- 1 この訓令は、平成元年9月1日から施行する。

附 則 (平成4年7月10日本部訓令第11号)

この訓令は、平成4年7月12日から施行する。

附 則 (平成6年3月30日本部訓令第14号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日本部訓令第7号抄)

- 1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年11月11日本部訓令第17号)

この訓令は、平成8年12月2日から施行する。

附 則 (平成11年3月11日本部訓令第3号)

この訓令は、平成11年3月18日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成11年7月6日本部訓令第14号)

この訓令は、平成11年7月22日から施行する。

附 則 (平成12年2月16日本部訓令第1号)

この訓令は、平成12年3月18日から施行する。

附 則 (平成13年3月19日本部訓令第1号)

- 1 この訓令は、平成13年3月29日から施行する。〔以下略〕
- 2 この訓令の施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則 (平成19年3月13日本部訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年11月28日本部訓令第30号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

附 則 (平成22年2月19日本部訓令第1号)

この訓令は、平成22年3月6日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日本部訓令第5号)  
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月4日本部訓令第1号)  
この訓令は、平成26年2月4日から施行する。

附 則 (平成29年2月16日本部訓令第3号)  
この訓令は、平成29年2月26日から施行する。

附 則 (平成29年12月13日本部訓令第17号)  
この訓令は、平成30年2月3日から施行する。

附 則 (平成30年7月2日本部訓令第9号)  
この訓令は、平成30年7月25日から施行する。

附 則 (平成30年12月6日本部訓令第14号)  
この訓令は、平成31年3月17日から施行する。

附 則 (令和元年8月6日本部訓令第1号)  
この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月23日本部訓令第7号)  
この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月14日本部訓令第5号)  
この訓令は、令和5年3月27日から施行する。

<様式略>